

県北広域振興局長告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年12月22日

県北広域振興局長 高 橋 信

- 1 路線名 侍浜停車場線
- 2 供用開始の区間 久慈市侍浜町本町第7地割21番4地先から29番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月22日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県北広域振興局土木部
  - (2) 期間 平成27年12月22日から平成28年1月22日まで